

① 軽自動車税の領収書(車検用納税証明書)の発送を廃止します

軽自動車税を口座振替により納付して下さっている方へ、車検の際に必要な納税証明書(軽自動車税領収証書)を5月下旬に発送していましたが、現在では、車検の際に「紙の納税証明書の提示」が原則不要になったことから、この発送を廃止します。

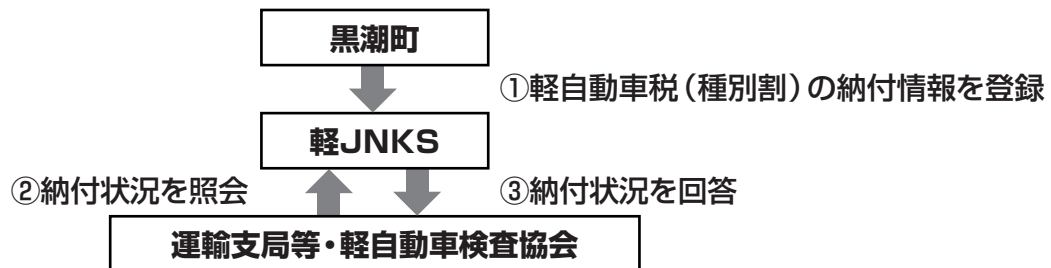
軽自動車税の納税の確認は、令和5年1月より導入されました、軽自動車納付確認システム(軽JNKS)により、軽自動車検査協会、運輸支局などがオンラインで行っています。

※ただし、以下の場合などで従来どおり「紙の納税証明書」が必要となる場合がありますのでご注意ください。

- 納付直後のため、軽JNKSに納付情報が登録されていない場合(納付情報が確認できるまで1～2週間程度必要)
- 対象車両に過去の未納がある場合
- 名義変更(中古車購入など)直後の場合など

※紙の納税証明書が必要な場合には、本庁住民課、佐賀支所地域住民課で無料で交付します。

◆軽JNKSの概要



運輸支局など、軽自動車検査協会が「車両番号」および「車体番号」で納付状況を照会し、軽JNKSが納付状況(継続検査：受検可/受検不可)を回答。

○お問い合わせ 本庁 住民課 収納係 ☎43-2816

① 自動車税の納付について【高知県からのお知らせ】

5月上旬発送予定の自動車税の納期限は6月1日(月)となっています。納付は必ず納期限までに行ってください。

自宅にいながらパソコンやスマートフォンでクレジットカード(※別途手数料がかかります)やインターネットバンキング、PayPayなどのアプリによるキャッシュレス納付ができますので、ぜひご利用ください(詳しくは、納税通知書の裏面をご覧ください)。

また、金融機関で納付の際には、簡単・便利な口座振替の利用・申込もご検討ください。

自動車税についての質問・相談がございましたら下記までお問い合わせください。

なお、身体障がい者などの方の減免手続きの期限も6月1日(月)までとなっていますので、ご注意ください。

○お問い合わせ 高知県幡多県税事務所 ☎35-5974

① 狂犬病予防注射のお知らせ

町では、下記の日程で令和8年度狂犬病予防注射と犬の登録の受付を行います。

◆**大方地区** 5月7日(木) 5月14日(木) 6月4日(木)

◆**佐賀地区** 5月21日(木) 6月4日(木)



黒潮町公式ホームページ

詳しい場所・時間などについては、登録済の飼い主の方に案内書を郵送しているほか、町公式ホームページにも掲載していますので、ご確認ください。生後91日以上飼育した犬には、登録と年1回の狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。日程の合わない場合は、四万十市・宿毛市内など県内の動物病院でも注射・登録ができます。

○お問い合わせ 本庁 環境政策室 環境政策係 ☎43-2119